



マイナ免許証始まります

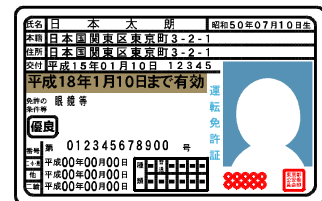
3月24日（月）からマイナンバーカードと運転免許の一体化いわゆるマイナ免許証の制度が始まります。

● マイナ免許証とは

個人がお持ちのマイナンバーカードに運転免許証データを書き込み、マイナンバーカードを運転免許証として利用可能にするものです。

● 新しい運転免許証の持ち方は3種類

- ・ IC免許証（現行の免許証）のみ
- ・ マイナ免許証のみ
- ・ IC免許証とマイナ免許証の2枚持ち



● マイナ免許証のメリット

- ・ オンライン講習が受講可能
- ・ 更新手数料が安い（マイナ免許証1枚持ちの場合）
- ・ ワンストップサービス（自治体で住所等を変更すると警察での手続きが不要になるもの）が利用可（マイナ免許証1枚持ちの場合）

● 手続きについて

- ・ 運転免許試験場のほか警察署及び警察分庁舎の交通窓口で手続き可能です
- ・ 更新等の運転免許証発行手続きと同時にできるほか、マイナ免許証へ変更のみの手続きも可能です。
- ・ 手数料などの詳細については警察署交通窓口までお問い合わせください。